

第5次吹田市地域福祉計画骨子案

2026年2月10日時点

吹田市

目次

第1章 第5次地域福祉計画策定の趣旨など	1
①地域福祉とは	1
②計画策定の背景と主旨	3
(1)策定の背景.....	3
(2)計画の趣旨.....	4
③社会福祉法の改正と地域共生社会の実現.....	5
④計画の概要.....	7
(1)計画の位置づけ.....	7
(2)既存計画との関係	9
(3)計画期間.....	10
(4)地域福祉の「圏域」の考え方	11
(5)支え・支えられの関係	12
(6)策定体制.....	14
⑤計画の推進と進行管理	16
(1)市と社会福祉協議会の連携による推進.....	16
(2)計画の進行管理	18
第2章 地域福祉計画の基本方向	19
①計画の基本理念.....	19
②基本目標.....	20
(1)地域住民同士のつながりや支え合う機能の強化.....	20
(2)地域住民と支援者で支え合う体制の充実.....	22
(3)分野を超えて支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化	24
第3章 施策の展開.....	27
計画の施策体系.....	27
基本目標① 地域住民同士のつながりや支え合う体制の促進	28
施策の方向1 お互いの顔の見える関係づくり	28
施策の方向2 地域福祉活動に関する支援.....	33
基本目標② 地域住民と支援者で支え合う体制の充実	39
施策の方向1 福祉や子供、青少年等に関する制度の充実	39
施策の方向2 暮らしを支える環境の整備	44
基本目標③ さまざまな支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化	48
施策の方向1 権利擁護の推進.....	48
施策の方向2 地域福祉のセーフティネットの拡充	52
巻末資料	57

第1章 第5次地域福祉計画策定の趣旨など

①地域福祉とは

地域福祉とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができるような仕組みを、地域に暮らす人々が主体となり、行政や支援機関、地域団体等と共につくっていくことです。

吹田市民の福祉に関する実態調査(以下「実態調査」といいます。)では、ひとり暮らし世帯の割合が、2014年:12.5%、2019年:13.3%、2024年:17.0%と、年々増加傾向にあり、何かあったときに必ずしもすぐに家族の助けが得られない、そもそも頼れる家族がいない場合があります。一方、暮らしの基盤を支える公的サービスのみでは、自分の興味や関心、心身の健康状態に合った生活を送ることはできません。人と人が支え合って成り立つ社会の中で、健康でいきいきと暮らしていくためには、地域福祉の推進による地域や人とのつながりがとても大切になります。

また、生活する上での困りごとを抱えていても、本人が課題と認識していないことから、行政や支援機関等による課題の発見が難しく、早期に適切な公的サービスにつなげられない場合であっても、普段関わりがある地域のコミュニティでのなにげない会話から課題が発見されることがあります。

地域福祉の推進においては、行政や支援機関等が提供する公的サービスと、身近に寄り添い課題を発見する力を持つ地域が互いに連携し、生活課題の解決に向けた仕組みや取組を計画的に推進する必要があります。

■コラム:「自分らしく暮らすとは？」

■コラム:「実はこれも地域福祉!」

②計画策定の背景と主旨

(1)策定の背景

私たちを取り巻く社会問題は少しずつ変化しており、少子高齢化はもちろん、異常気象による自然災害、物価高騰による貧困などさまざまです。また、情報化社会の進展に伴う対面コミュニケーションの減少、ライフスタイルの多様化による核家族化や単身世帯の増加によって、地域におけるつながりが薄くなっています。

本市においても、緩やかではあるものの少子高齢化が進んでいる他、実態調査の結果では、地域活動や福祉ボランティア活動における無関心層の増加など、地域との関係の希薄化が見られており、防災や防犯などの地域共通の課題への対策がしづらくなった

り、社会から孤立する世帯が増えるという問題が発生しています。

地域に住む世帯が抱える課題も複雑化・複合化しています。子育てと家族の介護を並行して担う「ダブルケア」や、80代の親が50代の子供の生活を支える「8050問題」、子供が家事や家族のお世話を担う「ヤングケアラー」など、1つの支援機関や分野だけでは解決が難しい課題が増加しています。

ダブルケアの
イラスト

ヤングケアラーの
イラスト

国においては、従来より行政や地域団体、地域住民など皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の重要性が示されていますが、その実現に向けて、本市においても地域課題を我が事として捉えることや、各分野の制度や縦割りを超えて支援に取り組むことが求められています。

■コラム:「少子高齢化って私たちの暮らしに影響あるの?」(介護保険料の推移について掲載)

(2)計画の趣旨

本市においては、2022年3月に第4次吹田市地域福祉計画を策定し、これまでの間に成年後見制度の利用促進(2024年7月に中核機関の設置)や複雑化・複合化した課題を持つ世帯に対する包括的な支援体制を整備するための方策として重層的支援体制整備事業の実施等、地域福祉の課題に対する取組を進めてきました。

P3「(I)策定の背景」でも述べたとおり、少子高齢化などの従来の課題はもちろん、課題の変化や複雑化・複合化に対応し、子供から高齢者まであらゆる世代の人々が安心して暮らせる社会の構築が求められています。

このように変化していく地域の現状や課題を踏まえ、本市の地域福祉をより効果的に推進していく方向性を示すために第5次吹田市地域福祉計画を策定します。これにより、地域課題を我が事として捉え、行政や地域団体、地域住民などと協働し、地域共生社会の実現をめざします。

■コラム:「地域福祉計画ってどのように活用するの?」

③社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

地域共生社会という言葉が初めて国の政策に登場したのは、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」であり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の様々な人たちが役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現をめざすこととされました。

この実現に向けた取組として、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉推進の理念を規定するとともに、市町村が努める包括的な支援体制づくり（「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備」「支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備」）について規定され、2018年4月に施行されました。

地域包括ケアシステムとは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域においてその人らしく自立した日常生活を営むことを目的として、「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」を包括的に確保できる体制を整備しようとするものです。

このように「必要な支援を包括的に提供する」趣旨の施策は、生活困窮者自立支援制度、地域子ども・子育て支援事業など個別分野でも実施されており、このような流れを踏まえて、2019年5月に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が設置され、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策についての検討がされました。

同検討会は2019年12月に最終とりまとめを公表し、市町村における属性を超えた包括的支援を実現し、共生の場につなぐ仕組みづくりについて国へ提言し、その後、地域共生社会の実現に向けた体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、2021年4月に施行されました。

■地域共生社会のイメージ図



④計画の概要

(1)計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づくもので、計画の策定は、2018年4月の法改正により努力義務とされました。

本計画は、社会福祉法の趣旨や本市の現状と課題などを踏まえ、地域福祉の推進によりめざすべき姿を描くとともに複雑・複合化する課題に対応できる、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、策定するものです。

また、本計画は、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に基づく、本市における「成年後見制度利用促進基本計画」、及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

■重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」といいます。）は、地域主体で行われている既存の取組を活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施をすることで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現をめざすものです（事業内容の詳細はP●を参照）。

重層的支援体制整備事業実施計画は、重層事業の効果的な実施のため策定するものです。

■成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利や財産を守る援助者を選ぶことで、その人の生活を法的に支援するための制度です（制度の詳細はP●を参照）。

成年後見制度利用促進基本計画は、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定め、成年後見制度の利用と権利擁護支援を総合的かつ計画的に進めるため策定するものです。

■再犯防止推進計画

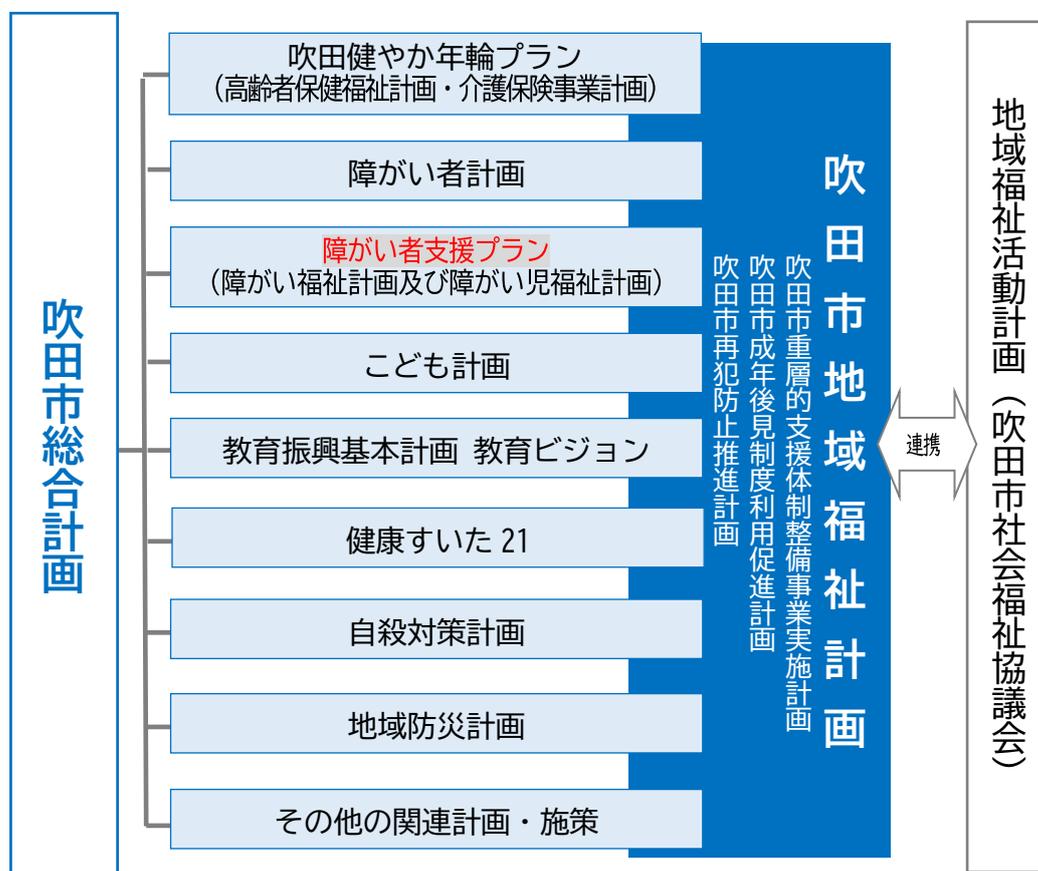
更生保護とは、犯罪や非行をした人が社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立した改善更生することを助けることにより、安全、安心な地域社会をつくることをめざす活動です。これらの活動は「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

再犯防止推進計画とは、更生保護など犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定め、新たな被害者を生まない安全、安心な社会を実現するために策定するものです。

(2)既存計画との関係

本計画は、吹田市総合計画を上位計画とする福祉分野の個別計画であり、高齢者、障がい者（児）、子供・若者、健康づくり、防災、その他関連する各分野の個別計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。

■関連計画との関係図



(3)計画期間

本計画の計画期間は、2027年度から2032年度までの6年間とします。

また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

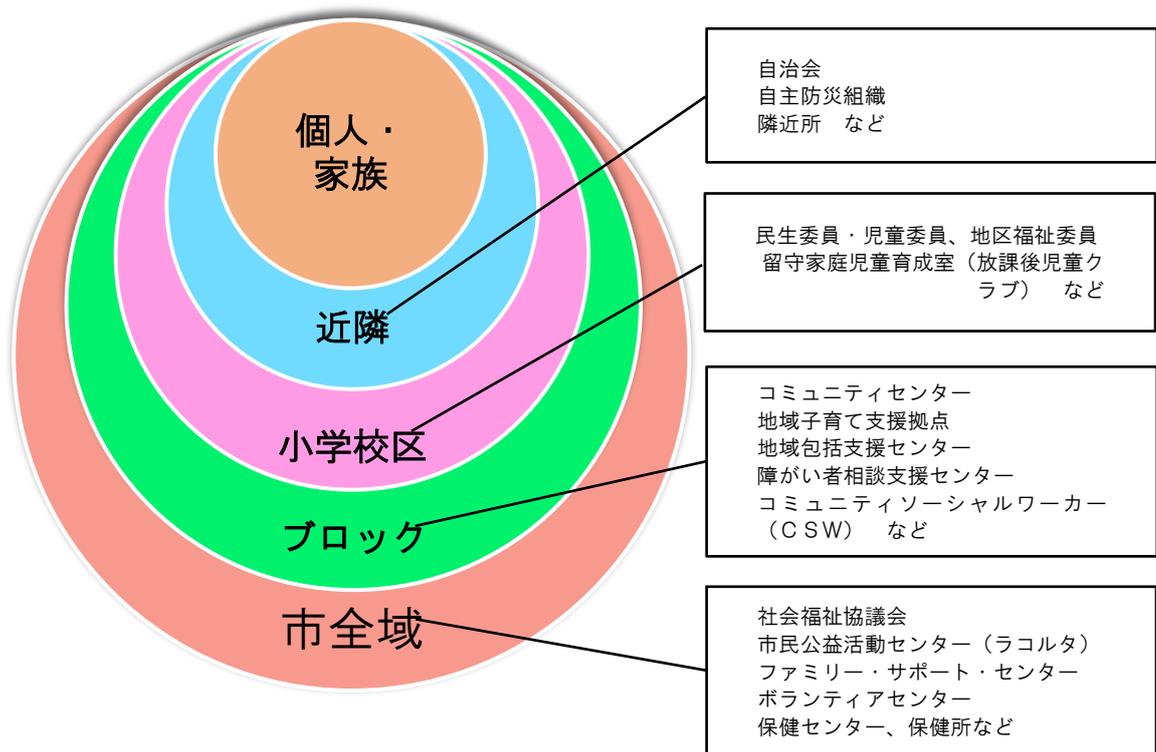
2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
第4次計画					第5次計画					

(4)地域福祉の「圏域」の考え方

地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域(エリア)を設定する必要があります。

本計画における「圏域」は、それぞれの取組内容に応じて、隣近所、自治会、小学校区、ブロック単位や全市域など多面的に捉えながら、それらを柔軟に組み合わせるなど重層的に考えます。

これにより、地域福祉活動の展開、助け合いや支え合いのネットワークの構築や福祉サービスの提供など、公民協働による地域福祉活動のさらなる推進をめざします。



(5) 支え・支えられの関係

社会福祉法第4条では「地域福祉の推進」が規定され、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」といいます。）が相互に協力し、地域社会における福祉の実現に努めることを求めています。

地域住民等は、日常の活動の中で地域の問題を見つけることや、ボランティア活動などに参加することで地域福祉に関わることができ、このような主体的な関わりがより効果的な支援につながります。しかしながら、地域福祉の推進にあたっては、人材の育成、制度の整備など様々な課題があり、これらに対応するためには、行政だけでなく地域住民等と協働し、お互いに支え合う「支え・支えられの関係」を築くことが大切です。

この「支え・支えられの関係」は、地域の様々な支援関係機関が制度や分野を超えてより良い地域を創っていく上でも重要な考えとなりますが、1人ひとりの地域住民等が果たす役割においても、欠かせない考えとなります。

■ 環境による役割の違いの例

イラスト掲載予定

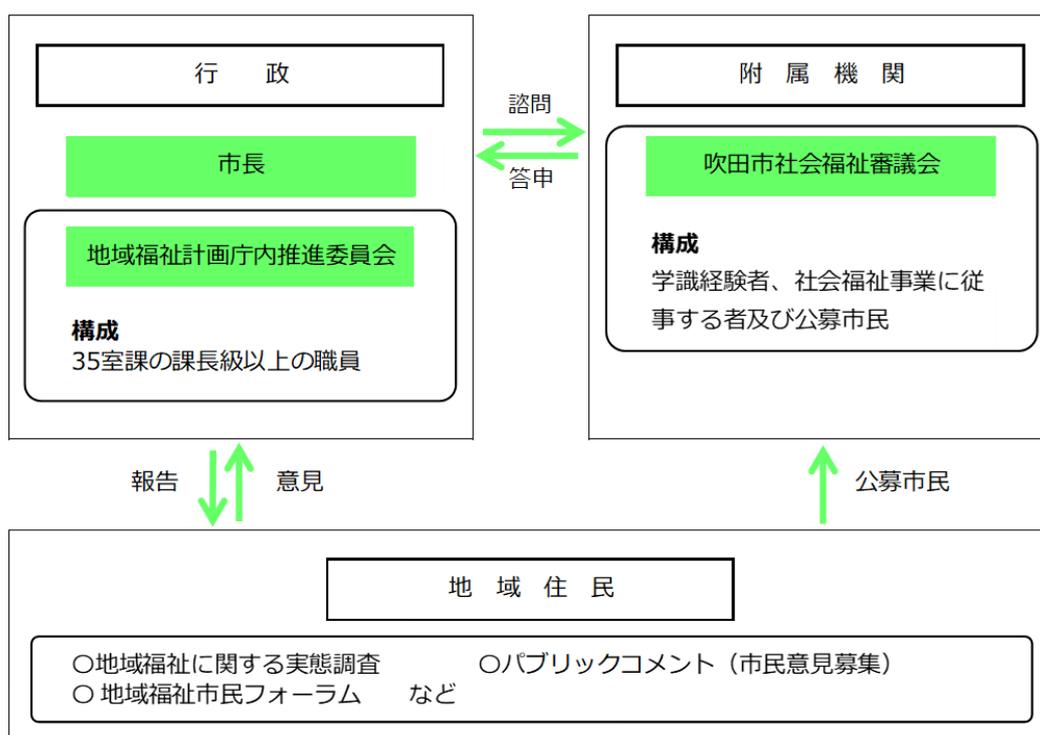
■コラム: 「地域住民」とは誰のことか

(6)策定体制

本計画の策定にあたっては、市長の諮問により、市の附属機関である「吹田市社会福祉審議会」において調査審議を行いました。また、計画策定期間中は同審議会に「地域福祉計画策定部会」を設置し、実態調査の調査票や計画素案の作成についてより具体的に検討を進めました。

庁内においては、「吹田市地域福祉計画庁内推進委員会」を中心として、計画策定に関する検討を進めました。

計画策定にあたっては、実態調査やパブリックコメントの実施など、広く地域住民にご意見をいただきながら進め、各会議などの検討を踏まえてとりまとめられた計画案について答申を受けました。



○地域福祉に関する実態調査

市民を対象としたアンケート調査。結果を計画策定の基礎資料として活用。

○パブリックコメント(市民意見募集)

計画案等をホームページ等に公表し、広く市民等から意見を募集すること。

○地域福祉市民フォーラム

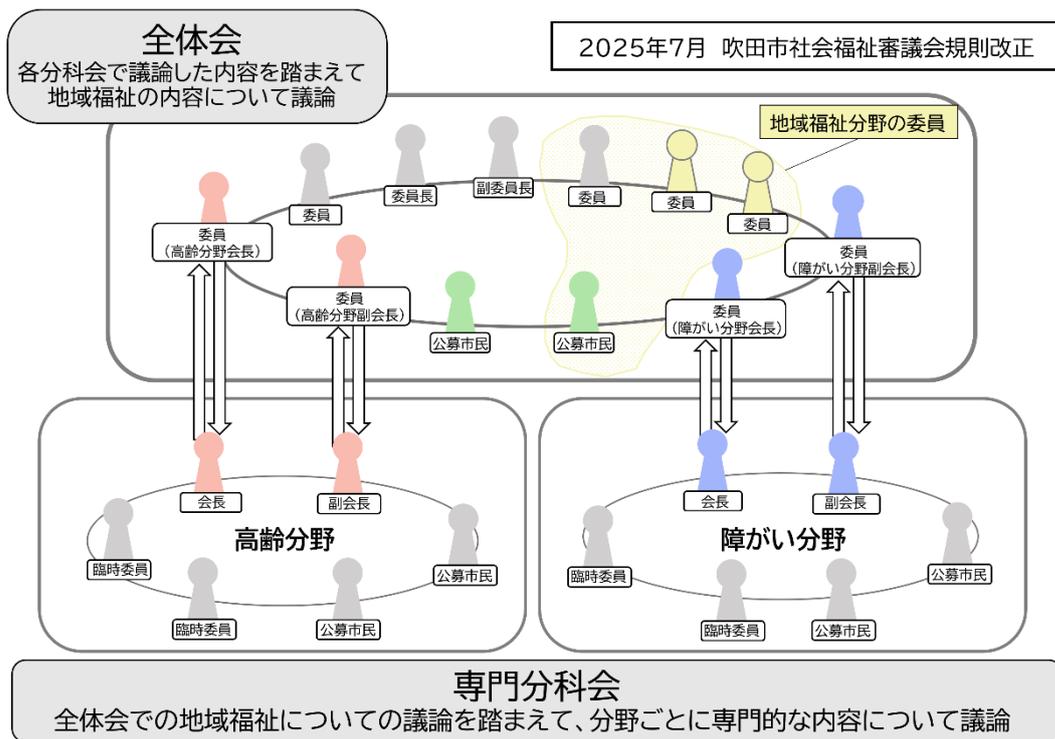
地域住民と一緒に地域福祉を考える場として、毎年テーマを決めて開催。

【地域福祉計画推進専門分科会を統合】

本市では、吹田市社会福祉審議会規則に基づき、高齢分野、障がい分野など、分野ごとに専門的な内容について調査審議をする場として「専門分科会」を、各専門分科会で議論した内容の報告・評価などをする場として「全体会」を設置しています。

地域福祉という分野においても、「地域福祉計画推進専門分科会」にて地域福祉計画の策定及び推進にかかる事項の調査審議を行っていましたが、2025年7月の規則改正により、地域福祉計画推進専門分科会を全体会に統合しました。

全体会は各専門分科会に所属している委員が出席する会議体であることから、全体会では、より一層幅広い分野の委員による地域福祉の議論が可能となり、専門分科会では、全体会での地域福祉についての議論を踏まえた調査審議が可能となりました。



⑤計画の推進と進行管理

(1)市と社会福祉協議会の連携による推進

地域福祉計画を進めていくためには、市と社会福祉協議会の連携・協働が必要です。

どちらも地域において福祉を支える機関ですが、それぞれの立場や役割は異なり、相互に連携することで支援体制を作っています。

市は法律や制度に基づいて福祉サービスを提供・実施し、地域住民が公平かつ安定的にサービスを受けられるように制度を整えることで、地域全体における福祉の土台づくりを担っています。

一方で、社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定し、民間の社会福祉法人として地域に根付いた活動を行っており、地域住民からの相談対応や生活上の困りごとへの支援、高齢者の見守りや交流の場づくりなど、住民に寄り添った活動を担っています。

また、相談に行くことが難しい方や制度の狭間にある課題を抱えた方に対して積極的に働きかけ、必要なサービスや情報を提供するアウトリーチ型の支援を行っており、市や専門機関への「つなぎ役」として重要な役割を担っています。

両方がそれぞれの立場から連携を強化し、地域において切れ目のない支援を実施することで計画を推進していきます。

吹田市と吹田市社会福祉協議会の役割の違いを交えたイラスト

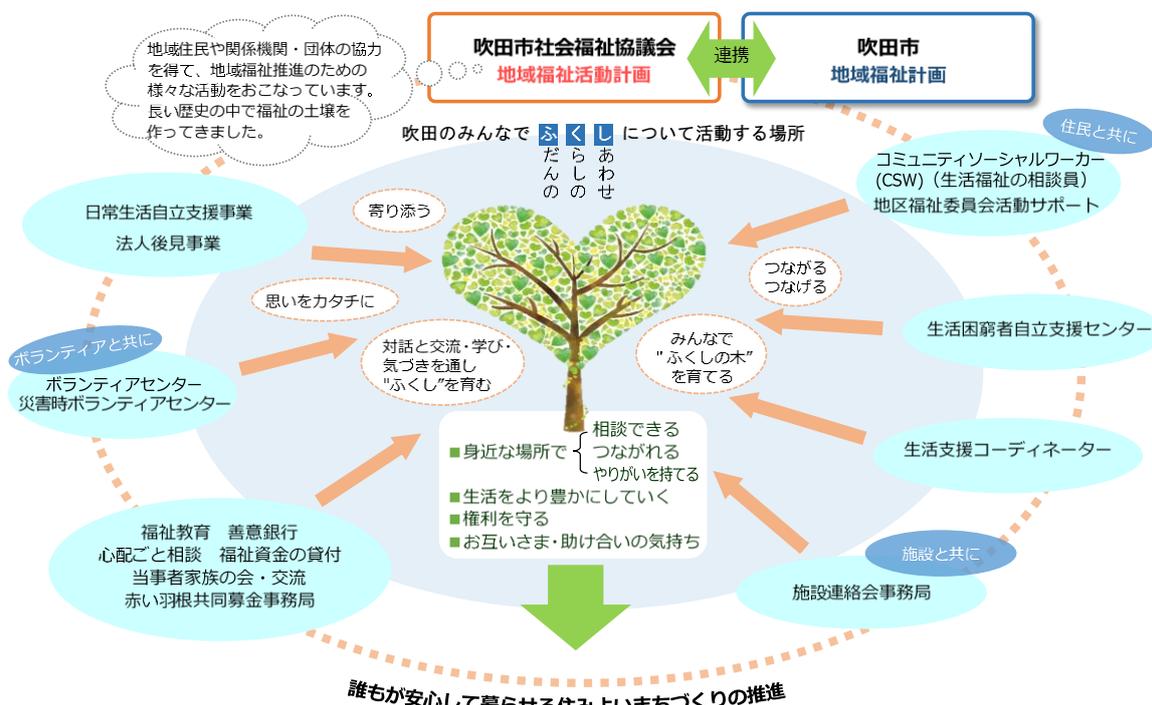
■ 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。本市には、吹田市社会福祉協議会が設置されています。

吹田市社会福祉協議会では、地域住民同士の助け合いや支え合いの活動を支援するため、市内33地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動を進めるなど、地域の福祉活動推進の要となって活動を展開しています。

さらに、ボランティアセンターの運営、寄附金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取組や、100を超える民間福祉施設が種別を超えて連携して地域貢献活動をしている施設連絡会事務局など、多岐にわたる活動を行っています。

複雑化・複合化していく地域課題に対応していくために、その役割は今後ますます重要となります。



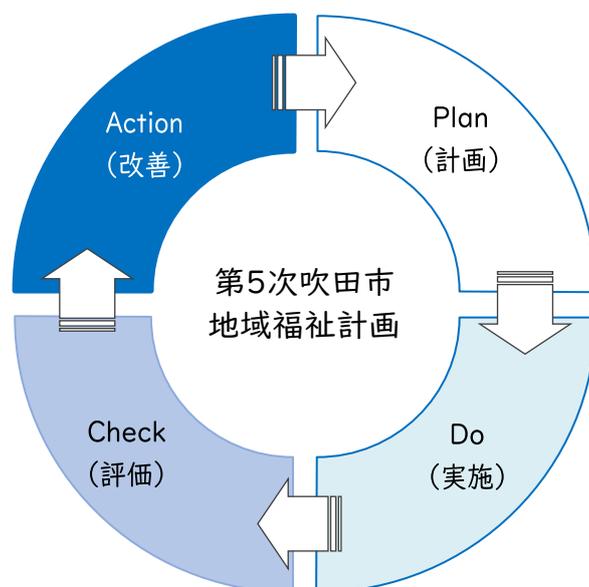
～地域共生社会をめざして～

(2)計画の進行管理

本計画の実施期間において地域福祉の取組が一層推進されるよう、地域福祉に関わる事業などの成果や進行状況を継続的に確認・評価していくことが重要です。

このため、社会福祉審議会において、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）のPDCAサイクルに沿って計画の進行管理を行い、効果的かつ効率的に取組を推進します。

また、評価にあたっては、総合計画や関連する個別計画などによる数値指標を活用するとともに、地域住民などとの協働による意識の変化のような数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



第2章 地域福祉計画の基本方向

①計画の基本理念

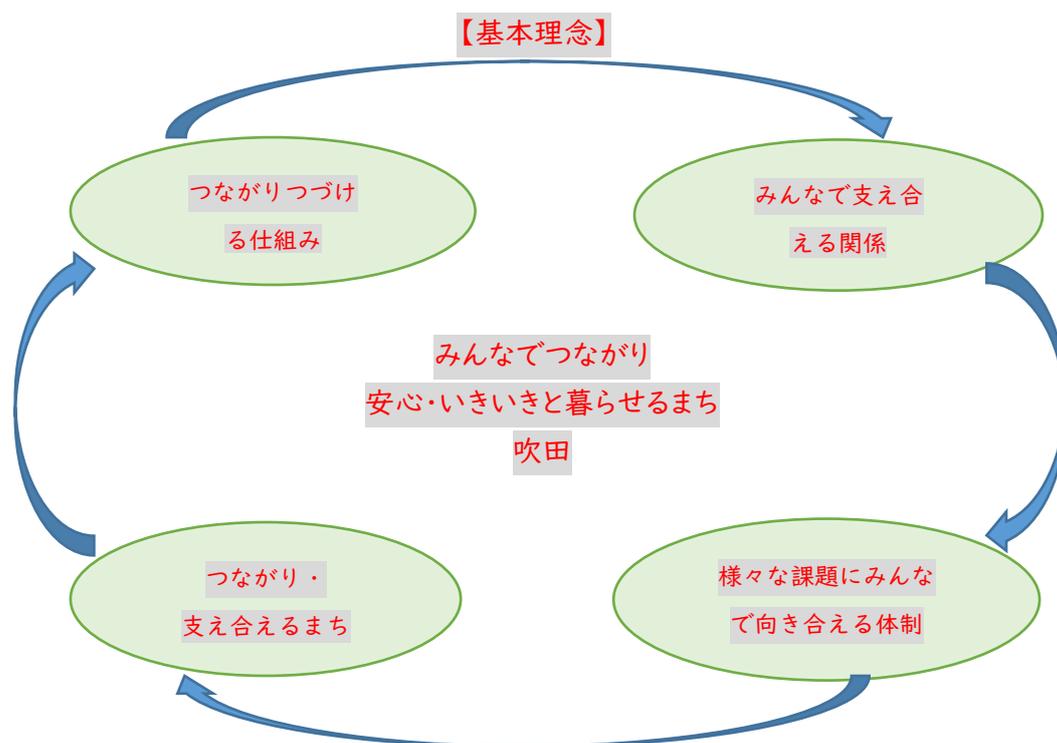
第4次吹田市地域福祉計画では、「みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち吹田」を基本理念に、地域全体でつながりながら支え合えるまちづくりを進めてきました。

地域福祉をさらに推進していくためには、地域住民や地域で活動する多様な主体、関係機関、行政がつながり、地域全体で支え合う仕組みの構築が必要です。

引き続き、様々な地域福祉に関する施策を展開し、高齢者、障がい者、子供を含むすべての市民が、それぞれの役割をもって支え・支えられの関係づくりを進め、地域を共に創っていく地域共生社会の実現をめざしていきます。

本市における地域共生社会の実現には、地域住民同士がつながり、顔の見える関係を築きながら、主体的に地域福祉活動が展開されることや、その活動から発見される様々な課題に対して、地域住民と支援者が支え合い、課題に対して向き合い、多様化した課題に対しては、支援者同士が分野を超えて支え合うことが重要です。

第5次となる本計画においても、この基本理念を踏襲し、地域福祉に関する施策を引き続き推進することで、地域共生社会の実現をめざしていくこととします。



②基本目標

(1)地域住民同士のつながりや支え合う機能の強化

【現状と課題】

- ◆少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などにより、本市においても、従来の地縁を基盤とした地域のつながりが弱まり、住民同士の関係が築きにくい状況がみられます。
- ◆実態調査の結果では、ふだんの近所付き合いの程度は、「ほとんど付き合っていない」が25.7%で、前回調査の13.3%から12.4%ポイント増となっています。また、自治会に加入していると回答した世帯は45.6%で、前回調査の53.5%から7.9ポイント減、地域活動への参加・取組の「自治会の行事」は13.5%で、前回調査の20.8%から7.3ポイント減と、自治会離れが進んでいます。さらに福祉ボランティア活動に参加していない割合は78.4%で、前回調査の73.8%から4.6ポイント上昇しています。
- ◆一方、地域で力を合わせて安心して暮らすために、住民が主体的に取り組むことについて、実態調査の結果では「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」(34.4%)や「地域の問題を自分のこととして考えること」(30.1%)、「自治会などが住民の身近な暮らしの問題や安全・防犯などに取り組むこと」(20.8%)が上位となっています。

【目標達成に向けた取組の考え方】

- 近隣との交流は、地域コミュニティにおいて必要な情報交換の場となるばかりか、緊急時・災害時においても、地域での支え合い・助け合い活動(互助)を可能にするものになると考えられます。互助の促進にとって、近所付き合いは最も土台の活動になることから、まず近所付き合いの程度を今以上に底上げする取組が必要です。
- 緊急時の対応や安否確認など、地域住民による互助の活動は地域コミュニティの強化、絆の再構築につながる重要な機能のひとつと考えられます。自ら解決できる

問題は自らの努力で解決することを前提に、自助でどうしても解決できない問題については、互助により解決することができるよう、近隣住民同士が「顔のみえる」関係づくりを行い、それぞれの地域において互助の取組を活性化することで地域コミュニティの強化を図ることが必要です。

- 行政、市社協が連携し、ボランティアの担い手の高齢化、なり手不足等の問題解決のため、地域福祉の担い手となるボランティア団体等の発掘、育成のほか、ボランティアが育ちやすい環境づくりを支援していく必要があります。

【必要な取組】

- 住民や地域で活動する様々な団体間の連携を一層強化するとともに、近隣同士の声かけや見守りなどの支え合い・助けあいが機能する地域づくりを推進します。
- 地域住民をはじめ、自治会や地域の団体、事業者等が連携・協働し、課題解決につながるネットワークづくりを進めます。
- 地域にある様々な資源を活用しながら、地域住民一人ひとりが地域に愛着を抱き、様々な行事や活動へ主体的に関わり、身近な地域でちょっとした困りごとにも手を差しのべるなどの地域福祉活動を推進します。
- 「お互いさま」の精神の上に成り立っている、近隣同士の日常的な助けあい活動が「互助」による地域全体の活動に広がるよう、地域住民自らがその担い手として育つまちづくりを推進します。

(2)地域住民と支援者で支え合う体制の充実

【現状と課題】

- ◆少子高齢化の進行や核家族化の進展、コロナ禍等を背景に、障がい者や子育て世代をはじめ、生活困窮世帯などの支援を要する方々の増加、さらに高齢者のみ世帯の増加、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題」や、育児と介護の時期が重なる「ダブルケア」、子どもが介護や子育ての役割を日常的に担う「ヤングケアラー」など、地域の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応が難しいケースがみられるようになっていきます。
- ◆日常生活で困っていることや不安なことの上位（「不安はない」は除く）は、実態調査の結果では「経済的なこと（収入、貯蓄等）」（31.5%）が第1位で、前回調査の結果（26.9%）から4.6ポイント上昇し、特に50歳代の割合が高くなっています。次いで「仕事のこと（就職、転職等）」で、60歳未満の各年代が2割前後となっています。第3位に多い「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいないこと」は、特に80歳以上（17.0%）で高くなっています。世代により、抱えている困りごとや不安は様々です。また、地域の中で、くらしや健康・福祉に関する制度や施設・サービスについて、日頃気になっていること（「特になし」を除く）は、「介護を必要とする高齢者のための施設が少ないこと」（15.4%）や「高齢者が地域で安心して暮らすためのサービスが少ないこと」（15.3%）、「いつでも診察してくれる医療機関が少ないこと」（13.6%）など高齢化の進展を背景とした問題が上位となっています。
- ◆実態調査の結果では、**民間の福祉団体である**社会福祉協議会の認知度は47.0%で、前回調査の結果（47.4%）から大きな変化はありません。また、地域住民の生活の困りごとを、専門知識とネットワークを活かして地域資源や制度につなぐなどの役割をもつCSWの認知度は11.5%で、前回調査の結果（15.5%）から4.0ポイント減となっています。さらに地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員の認知度は58.2%で、いずれの認知度も、高年代ほど高い傾向にあり、若い世代にはまだまだ周知されていないのが現状です。

【目標達成に向けた取組の考え方】

- 支援が必要な人に必要な福祉サービスが十分行き届くよう、ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制の充実が求められます。
- 地域の課題やニーズを把握し情報共有等を行いながら、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域福祉の担い手をはじめ、福祉専門職、事業者、行政などが幅広く参加し解決する連携の仕組みづくりが重要です。
- 市内で活動する関係団体間の活動に関する情報共有の促進や意見交換の場の設定など、各活動の連携を促進することにより活動内容の充実を図ることが重要です。

【必要な取組】

- 複雑かつ多様化した問題を抱える相談者や支援を必要とする人が増える中で、適切に問題が解決できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各分野との連携を推進します。
- 複合化する問題への対応を図るため、多職種・多機能間のネットワークの推進に努め、支援を求める人たちが適切かつ良質なサービス利用に結びつくよう、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

(3) 分野を超えて支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化

【現状と課題】

- ◆本市は都市部特有の人口の流動性の高さや、大学や研究機関の集積、住宅地の多様化などを背景に、単身世帯、共働き世帯、高齢者世帯、外国人住民など多様な生活様式が広がっています。これらを背景に、地域との関わりが希薄になり、困りごとを抱えていても相談や支援につながりにくい状況が生じていると考えられます。また、高齢、障がい、子育て、生活困窮などに関わる課題が複合的に重なる世帯も増え、分野別の制度や専門的支援だけでは十分に対応することが難しくなっています。さらに、生活課題を抱える市民だけでなく、年齢や障がいの有無、国籍、性別、家族形態、働き方、価値観などの違いを前提として、それぞれの違いを否定せず、尊重し合いながら、ともに暮らしていくインクルーシブな社会が求められています。
- ◆日頃、くらしや健康・福祉のことで相談先について、実態調査の結果では、「配偶者」(56.6%)が最も多く、次いで「子供」(34.9%)、「友人・知人」(33.5%)、「親」(31.5%)などのインフォーマルな関係者が上位となっている一方、「地域包括支援センターの職員」や「民生委員・児童委員」「社会福祉施設の職員」「社会福祉協議会の職員」「地区福祉委員」「スクールカウンセラー、コミュニティソーシャルワーカー」など福祉の専門職を選択する割合は5%未満と低くなっています。また、くらしや健康・福祉に関する相談窓口で認知度が高い上位の窓口は、「保健所」(85.3%)、「市役所」(85.1%)、「かかりつけ医などの医療機関」(83.4%)に対し、「知らない」割合が高い相談窓口は、順に「居住支援協議会」(76.6%)、「更生保護サポートセンター」(73.7%)、「市民公益活動センター(ラコルタ)」(72.6%)、「吹田市権利擁護・成年後見支援センター(けんりサポートすいた)」(68.0%)となっています。これらの結果は、くらしや健康・福祉に関する困りごとが生じた際、家族や身近な人に相談が集中し、福祉の専門職や相談窓口が十分に活用されていない実態を示しています。また、このような実態により、支援が必要な人が適切な窓口につながりにくい状況が考えられ、課題の早期発見・早期支援を困難にし、問題の深刻化を招く要因につながると考えられます。

- ◆成年後見制度の認知度について、実態調査の結果では 70.2%となっており、前回調査の結果(72.0%)とほぼ同程度となっており大きな変化はありません。また、財産の管理や契約の手続きについて、自分ひとりで判断することが難しい方がいた場合の相談先は、「家族・親族」(62.3%)が最も多く、次いで「市役所」(26.3%)、「専門職(弁護士・司法書士など)」(21.4%)となっています。
- ◆防災に関する取組や情報について知っているものは、実態調査の結果では「災害時の避難所」(76.7%)が最も多く、次いで「防災ブック」(47.8%)、「吹田市一斉合同防災訓練」(37.9%)となっています。前回調査の結果に比べ、「避難指示などの緊急時の避難情報」は 18.4 ポイント、「防災ブック」は 11.1 ポイント、それぞれ減少しています。
- ◆非行や犯罪をした人の立ち直りに協力することについて、実態調査の結果では、『協力したい』の割合は 17.2%に対し、『協力したくない』の割合は 44.3%となっています。協力したくない理由は、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」(50.1%)が最も多く、次いで「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」(42.4%)、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」(38.4%)となっています。

【目標達成に向けた取組の考え方】

- 地域の課題やニーズは複雑・多様化するとともに専門化しているため、相談援助を担当する人材の確保、資質の向上を図る一方、現在の仕組みでは対応しにくい「制度の谷間」の課題にも対応できるよう、**専門相談機関が分野を超えた**連携をし、サービスや支援につなげる仕組みの構築が重要です。
- 専門的な相談支援にきめ細かく対応できる人材の確保・充実、そのための関係機関との連携の強化が必要です。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に向けた周知のほか、利用しやすい制度への改善を検討する必要があります。

【必要な取組】

- より一層複雑・多様化する市民の生活課題や福祉課題に対応するため、地域住民が困りごとを早期に発見し、協力して支援する地域の体制づくりとともに、地域住民や関係団体、専門機関やその専門職、行政が連携し、困りごとを抱えている人が相談したいことを気軽に相談でき、また相談内容により分野を超えて、重層的・包括的に支援できる体制づくりを推進します。
- 地域住民に不安や困ったことが発生したときに、第一義的な受け皿として身近なところで気軽に相談できる体制を整えるとともに、そこからその人にあった適切なサービスや支援につなげていくため、専門職と連携した相談支援体制を充実します。
- 専門機関や事業者等との連携を一層強化し、効果的と考えられる事業を協働して展開開発するなど専門的な支援体制の充実を図ります。

総合的支援のネットワーク イメージ図

